

資料

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

(1) 田辺地域 指定緊急避難場所

(その1)

No.	施 設	住 所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	田辺東部小学校	南新万 28-1	25-2580	○	○		○	○	○	○	○	738
2	西牟婁総合庁舎	朝日ヶ丘 23-1	26-7906	○	○		○	○	○	○		87
3	ひがしコミュニティセンター	南新万 28-1	22-2088	○	○		○	○	○	○	○	133
4	田辺工業高等学校	あけぼの 51-1	22-3983	○	○				○	○	○	365
5	紀伊田辺駅（屋上）	湊 1-24						○				206
6	明洋中学校	目良 4-1	22-5410	○	○	○			○	○	○	715
7	明洋中学校（3階）	目良 4-1	22-5410					○				2,000
8	西部センター	天神崎 11-19	22-0693	○	○	○			○	○	○	77
9	天理教中紀大教会	天神崎 30-1	22-0459			○	○	○	○			250
10	もとまち保育所	天神崎 3-28	24-6062	○	○	○			○	○		195
11	田辺第三小学校	上の山二丁目 6-10	22-0466	○	○	○	○	○	○	○	○	463
12	元町長寿館	上の山二丁目 13-31		○	○	○	○	○	○	○		19
13	田辺スポーツパーク体育館	上の山一丁目 23-1-1	25-2531	○	○		○	○	○	○	○	800
14	NTT西日本田辺別館ビル（屋上）	上屋敷一丁目 6-1						○				360
15	アルティエホテル紀伊田辺（屋上）	下屋敷町 1-77	81-1111					○				100
16	TKCビル（屋上）	下屋敷町 30-1						○				180
17	田辺第一小学校	上屋敷一丁目 2-1	22-5135	○	○	○			○	○	○	500
18	田辺第一小学校（3階以上）	上屋敷一丁目 2-1	22-5135					○				730
19	紀南文化会館	新屋敷町 1	25-3033	○	○	○	○		○	○	○	467
20	紀南文化会館（3階以上）	新屋敷町 1	25-3033					○				4,000
21	田辺市教育研究所	中屋敷町 24-1	25-1511	○	○	○			○	○		83
22	社会福祉センター	中屋敷町 24-49	22-5300	○	○	○			○	○		39
23	高雄中学校	高雄三丁目 20-1	22-5315	○	○				○	○	○	950
24	高雄中学校（3階以上）	高雄三丁目 20-1	22-5315					○				1,900
25	紀陽銀行田辺支店（屋上）	高雄一丁目 16-20	22-6000					○				330
26	市民総合センター	高雄一丁目 23-1	26-4900	○	○				○	○		176
27	近畿労働金庫田辺支店（屋上）	末広町 4-30	23-3010					○				210
28	田辺医師会館（屋上）	新屋敷町 1-8	22-1978					○				90
29	県営文里団地 2 号棟（屋上）	文里二丁目 16-2						○				550
30	田辺第二小学校	東陽 21-1	22-6427	○	○	○			○	○	○	282
31	田辺第二小学校（屋上）	東陽 21-1	22-6427					○				1,330

(その2)

No.	施 設	住 所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
32	田辺高等学校	学園 1-71	22-1880	○	○	○	○	○	○	○	○	862
33	南紀高等学校	学園 1-88	22-3776	○	○	○	○	○	○	○	○	279
34	東陽中学校	神子浜一丁目 4-66	22-6149	○	○	○			○	○	○	438
35	田辺市文化交流センター（たなべる）	東陽 31-1	22-0697	○	○	○			○	○		64
36	稲成小学校	稲成町 780	22-0682	○	○		○	○		○	○	521
37	稲成保育所	稲成町 701-22	24-4570	○	○		○			○		105
38	秋津多目的研修センター	秋津町 227-30		○	○		○		○	○		38
39	宝満寺	秋津町 630	22-2872	○	○		○	○		○		43
40	上秋津農村環境改善センター	上秋津 2083-1	35-0004	○	○		○			○	○	143
41	上秋津中学校	上秋津 2263-2	35-0204	○	○		○			○	○	484
42	上秋津幼稚園	上秋津 4524-4	35-0330	○	○		○			○		87
43	上秋津小学校	上秋津 2196-1	35-0014	○	○		○			○	○	210
44	秋津川小学校	秋津川 683	36-0351	○	○		○			○	○	174
45	竹藪多目的集会所	秋津川 2090-4		○	○		○			○		35
46	秋津川公民館	秋津川 668-1	36-0001	○	○					○		24
47	紀州備長炭記念公園	秋津川 1491-1	36-0226	○	○		○			○		50
48	高山寺	稲成町 392	22-0274	○	○		○	○	○	○		96
49	万呂コミュニティセンター	中万呂 46-3	25-1554	○	○		○		○	○	○	113
50	会津小学校	下万呂 59-1	22-1164	○	○		○	○	○	○	○	555
51	会津小学校（屋上）	下万呂 59-1	22-1164					○				3,400
52	紀洋団地集会所	中万呂 782-9		○	○		○		○	○		22
53	長野小学校	長野 641	34-0034	○	○		○			○	○	252
54	東原多目的集会所	長野 1146-2	34-0123	○	○		○			○		50
55	旧伏菟野小学校	伏菟野 110		○	○		○			○	○	56
56	上野多目的集会所	上野 654-3		○	○		○			○	○	35
57	旧長野中学校	長野 1401		○	○		○			○	○	389
58	衣笠中学校	中三栖 147-1	34-0014	○	○		○			○	○	661
59	三栖小学校	中三栖 2095	34-0004	○	○		○			○	○	637
60	三栖コミュニティセンター	中三栖 805	34-0022	○	○		○			○		79
61	城山台集会所	城山台 12-11		○	○		○			○		22
62	上芳養農村環境改善センター	上芳養 3165	37-0001	○	○					○		188

(その3)

No.	施 設	住 所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
63	日向保育所	上芳養 992-1	37-0014	○	○		○			○		83
64	上芳養小学校	上芳養 3334	37-0224	○	○		○			○	○	304
65	上芳養中学校	上芳養 1483	37-0214	○	○		○			○	○	411
66	中芳養小学校	中芳養 1815	22-3876	○	○		○	○		○	○	226
67	中芳養中学校	中芳養 273-2	22-3875	○	○		○	○		○	○	333
68	特別養護老人ホーム 田辺の郷（屋上）	芳養松原一丁目 31-10						○				730
69	芳養地区津波避難タワー	芳養松原一丁目 4278-3						○				120
70	芳養小学校	芳養松原二丁目 18-36	22-1422	○	○	○	○	○		○	○	274
71	大坊小学校	芳養町 3944	22-2504	○	○					○		35
72	芳養公民館	芳養松原一丁目 15-8	22-1429	○	○	○				○	○	101
73	芳養児童センター	芳養町 1725-28	24-5485	○	○	○				○	○	77
74	田辺市体育センター	芳養町 108-4	25-2531	○	○	○	○	○		○	○	345
75	はやぎと保育所	芳養町 1774-9	25-0263	○	○	○	○	○		○		79
76	県営西跡之浦団地 1 号棟（屋上）	新庄町 2433-3						○				770
77	県営内ノ浦団地 3 号棟（屋上）	新庄町 3042-44						○				1,050
78	新庄中学校	新庄町 2266-2	22-1643	○	○	○	○	○	○	○	○	609
79	新庄第二小学校	新庄町 3193	22-1644	○	○	○	○	○		○	○	451
80	新庄幼稚園	新庄町 1437	22-3820	○	○	○				○		119
81	和歌山県立情報交流センター（Big-U）	新庄町 3353-9	26-4111	○	○	○	○	○		○	○	301
82	新庄小学校	新庄町 2300	22-1604	○	○	○	○	○	○	○	○	198
83	新庄公民館	新庄町 2031-3	22-1606	○	○	○			○	○	○	65
合 計 人 数												35,118

(2)龍神地域 指定緊急避難場所

No.	施 設	住 所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	大熊コミュニティセンター	龍神村龍神 484-5		○	○		○			○	○	154
2	龍神会館	龍神村龍神 27		○	○		○			○		20
3	龍神高齢者生きがい研修館	龍 神村小又川 422-6		○	○		○			○		32
4	湯ノ又地区集会所	龍神村湯ノ又 329		○	○		○			○		28
5	龍神小学校	龍神村湯ノ又 68	79-0255	○	○		○			○	○	216
6	上廣井原集会所	龍神村廣井原 617-2		○	○		○			○		18
7	廣井原農林漁家婦人活動促進施設（広栄会館）	龍神村廣井原 33-3		○	○		○			○		17
8	上宮代集会所	龍神村宮代 329-1		○	○					○		20
9	丹生ノ川振興館	龍神村丹生ノ川 280-1		○	○		○			○		30
10	旧殿原小学校	龍神村殿原 400		○	○		○			○	○	181
11	東地区集会所	龍神村東 1013-3		○	○		○			○		24
12	上山路小学校	龍神村東 528	78-0011	○	○		○			○	○	224
13	龍神行政局	龍神村西 376	78-0111	○	○		○			○	○	639
14	龍神保健センター	龍神村西 340		○	○		○			○		63
15	龍神市民センター	龍神村安井 1048-6	78-0301	○	○		○			○	○	342
16	林業者等健康増進センター	龍神村安井 822	78-0117	○	○		○			○	○	372
17	龍神中学校	龍神村安井 1048-1	78-0014	○	○		○			○	○	377
18	龍神ドーム	龍神村柳瀬 1469-1	78-0692	○	○		○			○	○	642
19	下柳瀬地区集会所	龍神村柳瀬 529		○	○		○			○		28
20	白寿荘	龍神村福井 1017-2			○		○			○		30
21	咲楽小学校	龍神村福井 1024	77-0015	○	○		○			○	○	217
22	甲斐ノ川地域防災センター	龍神村甲斐ノ川 311		○	○		○			○	○	32
23	旧甲斐ノ川小学校	龍神村甲斐ノ川 1081		○	○					○		187
24	小家会館	龍神村小家 714-1		○	○		○			○		36
合 計 人 数												3,929

(3) 中辺路地域 指定緊急避難場所

(その1)

No.	施 設	住 所	電話 市街局番： 0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	北郡集落センター	中辺路町北郡 829	64-0968	○	○		○			○		36
2	中辺路農山村伝統芸能継承保存館	中辺路町真砂 196		○	○		○			○		21
3	石船集会所	中辺路町石船 240-2	64-1376	○	○					○		29
4	中辺路郷土文化交流館	中辺路町大内川 522	64-0819	○			○			○		40
5	峰公民館	中辺路町栗栖川 1081-1		○	○					○		8
6	小皆公民館	中辺路町小皆 553		○	○					○		12
7	澤・水上集会所	中辺路町水上 69-1		○	○		○			○		17
8	下芝会館	中辺路町栗栖川 84-1		○	○					○		16
9	下芝多目的集会所	中辺路町栗栖川 100-3	64-0381	○	○		○			○		37
10	中芝会館	中辺路町栗栖川 142-13	64-1237	○	○					○		28
11	上芝下会館	中辺路町栗栖川 376-6		○	○					○		16
12	上芝上会館	中辺路町栗栖川 481-1		○	○					○		16
13	中辺路小学校	中辺路町栗栖川 78	64-0241	○	○		○			○	○	391
14	中辺路中学校	中辺路町栗栖川 474-1	64-0243	○	○		○			○	○	490
15	熊野の郷古道ヶ丘体育館	中辺路町栗栖川 844-100	64-1434	○	○					○		215
16	中辺路保健センター	中辺路町栗栖川 329-1	64-1880	○	○		○			○		80
17	中辺路福祉センター	中辺路町栗栖川 329-1	64-1890	○	○		○			○		80
18	中辺路コミュニティセンター	中辺路町栗栖川 402-1	64-0504	○	○					○		271
19	内井川集会所	中辺路町内井川 485		○	○					○		16
20	高原多目的集会所	中辺路町高原 909		○	○		○			○		21
21	温川多目的研修集会施設	中辺路町温川 450-1	64-1284	○	○					○		25
22	小松原集会所	中辺路町小松原 149		○	○		○			○		20
23	大川集会所	中辺路町大川 540-11		○	○					○		47
24	長寿の館	中辺路町大川 68-3		○	○		○			○		19
25	福定集会所	中辺路町福定 459	64-0829	○	○					○		25
26	旧二川小学校	中辺路町川合 1451		○	○		○			○	○	393
27	柿平集会所	中辺路町近露 2137-1		○	○		○			○		25
28	近露道中集会所	中辺路町近露 1146		○	○		○			○		23
29	木の下集会所	中辺路町近露 1190-1		○	○		○			○		23
30	近野老人憩いの家	中辺路町近露 206-5		○	○					○		41
31	大畑会館	中辺路町野中 2023-2	65-0622	○	○					○		11
32	裏地集会所	中辺路町野中 993		○	○		○			○		17

No.	施 設	住 所	電話 市街局番： 0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
33	野中老人会館	中辺路町野中 988		○	○					○		20
34	上地集会所	中辺路町野中 291-1		○	○					○		10
35	近野小学校	中辺路町近露 1061	65-0040	○	○		○			○	○	387
合 計 人 数												2,926

(4)大塔地域 指定緊急避難場所

No.	施 設	住 所	電話 市街局 番：0739	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	下附集落会館	鮎川 510-1		○	○					○		63
2	大塔ふくしかいかん	鮎川 583-9	49-0626	○	○		○			○	○	99
3	宇立集会所	鮎川 836-1		○	○		○			○		10
4	能登集会所	鮎川 988-2		○	○		○			○		9
5	向越集会所	鮎川 1312		○	○		○			○		8
6	大塔体育館	鮎川 2588-2	49-0811	○	○					○		229
7	大塔総合文化会館	鮎川 2567-1	48-0212	○	○					○		276
8	小川集会所	鮎川 1716-1		○	○					○		10
9	深谷集会所	深谷 76-1		○	○					○		22
10	三川福祉センター	向山 354-1	62-0606	○	○		○			○	○	136
11	面川作業所	面川 584-1		○	○					○		15
12	緑の学習館	熊野 394	62-0443	○	○		○			○		39
13	熊野集会所	熊野 632-1		○	○		○			○		16
14	木守集会所	木守 495		○	○					○		12
15	あすなろ木守の郷	木守 339	62-0431	○	○		○			○	○	120
16	五味集会所	五味 332-2		○	○					○		10
17	三川生活改善センター	合川 439-4		○	○					○		43
18	平瀬集会所	平瀬 474-1	63-0033	○	○		○			○		34
19	旧富里小学校	下川下 826	63-0173	○	○		○			○	○	222
20	富里福祉センター	下川下 989	63-0707	○	○		○			○	○	142
21	とみさと交流館	下川下 982		○	○		○			○		50
22	和田集会所	和田 253-2		○	○		○			○		45
23	下川上集会所	下川上 222	63-0532	○	○		○			○		48
24	上野悠悠館	下川下 1253-3		○	○		○			○		20
25	竹西集会所	下川下 2080		○	○					○		14
26	富里生活改善センター	下川下 640-1		○	○					○		40
合 計 人 数												1,732

(5) 本宮地域 指定緊急避難場所

No.	施 設	住 所	電話 市街局 番：0735	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	収容人数
				洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	土河屋集会所	本宮町土河屋 234		○	○		○			○		15
2	八木尾集会所	本宮町切畑 1260-1		○	○		○			○		9
3	上切原山振センター（上切原集会所）	本宮町上切原 570		○	○		○			○		37
4	三里小学校	本宮町大居 1653	43-0004	○	○		○			○		116
5	大居集会所	本宮町大居 504		○	○		○			○		21
6	東光院	本宮町大居 951-1		○	○					○		19
7	三里地区地域防災拠点施設	本宮町大居 2055-3		○	○		○			○	○	21
8	本宮中学校	本宮町本宮 730	42-0273	○	○		○			○	○	231
9	本宮町民センター	本宮町本宮 1048-58		○	○					○		63
10	上地集会所	本宮町本宮 602-1		○	○		○			○		21
11	渡瀬コミュニティ消防センター	本宮町渡瀬 861-2		○	○		○			○	○	20
12	下湯川集会所	本宮町下湯川 275-2		○	○		○			○	○	28
13	旧四村川小学校	本宮町下湯川 479		○	○					○		65
14	旧皆地小学校(僻地集会所)	本宮町皆地 413		○	○					○		75
15	大津荷集会所	本宮町大津荷 126		○	○		○			○		15
16	祐川寺	本宮町請川 374	42-0766	○	○					○		20
17	請川地区地域防災拠点施設	本宮町請川 480-5		○	○		○			○	○	22
18	本宮小学校	本宮町耳打 499	42-0028		○		○			○		72
19	田代集会所	本宮町田代 242		○	○		○			○		15
20	旧静川小学校	本宮町静川 727-1		○	○					○		39
21	小津荷集会所	本宮町小津荷 51-1		○	○		○			○		13
22	高山集会所	本宮町高山 363-1	42-0234	○	○		○			○		37
合 計 人 数												974

(1) 田辺地域 指定避難所

(その1)

NO	施 設 名	住 所	電 話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	田辺東部小学校	南新万 28-1	25-2580	○	738
2	ひがしコミュニティセンター	南新万 28-1	22-2088	○	133
3	田辺工業高等学校	あけぼの 51-1	22-3983	○	365
4	明洋中学校	目良 4-1	22-5410	○	715
5	西部センター	天神崎 11-19	22-0693	○	77
6	田辺第三小学校	上の山二丁目 6-10	22-0466	○	463
7	田辺スポーツパーク体育館	上の山一丁目 23-1-1	25-2531	○	800
8	田辺第一小学校	上屋敷一丁目 2-1	22-5135	○	500
9	紀南文化会館	新屋敷町 1	25-3033	○	467
10	高雄中学校	高雄三丁目 20-1	22-5315	○	950
11	田辺第二小学校	東陽 21-1	22-6427	○	282
12	田辺高等学校	学園 1-71	22-1880	○	862
13	南紀高等学校	学園 1-88	22-3776	○	279
14	東陽中学校	神子浜一丁目 4-66	22-6149	○	438
15	稲成小学校	稲成町 780	22-0682	○	521
16	上秋津農村環境改善センター	上秋津 2083-1	35-0004	○	143
17	上秋津中学校	上秋津 2263-2	35-0204	○	484
18	上秋津小学校	上秋津 2196-1	35-0014	○	210
19	秋津川小学校	秋津川 683	36-0351	○	174
20	万呂コミュニティセンター	中万呂 46-3	25-1554	○	113
21	会津小学校	下万呂 59-1	22-1164	○	555
22	長野小学校	長野 641	34-0034	○	252
23	旧伏菟野小学校	伏菟野 110		○	56
24	上野多目的集会所	上野 654-3		○	35
25	旧長野中学校	長野 1401		○	389
26	衣笠中学校	中三栖 147-1	34-0014	○	661
27	三栖小学校	中三栖 2095	34-0004	○	637
28	上芳養小学校	上芳養 3334	37-0224	○	304
29	上芳養中学校	上芳養 1483	37-0214	○	411
30	中芳養小学校	中芳養 1815	22-3876	○	226
31	中芳養中学校	中芳養 273-2	22-3875	○	333
32	芳養小学校	芳養松原二丁目 18-36	22-1422	○	274
33	芳養公民館	芳養松原一丁目 15-8	22-1429	○	101
34	芳養児童センター	芳養町 1725-28	24-5485	○	77
35	田辺市体育センター	芳養町 108-4	25-2531	○	345

(その2)

NO	施 設 名	住 所	電 話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
36	新庄中学校	新庄町 2266-2	22-1643	○	609
37	新庄第二小学校	新庄町 3193	22-1644	○	451
38	和歌山県立情報交流センター (Big-U)	新庄町 3353-9	26-4111	○	301
39	新庄小学校	新庄町 2300	22-1604	○	198
40	新庄公民館	新庄町 2031-3	22-1606	○	65
合 計 人 数					14,994

(2) 龍神地域 指定避難所

NO	施 設 名	住 所	電 話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	大熊コミュニティセンター	龍神村龍神 484-5		○	154
2	龍神小学校	龍神村湯ノ又 68	79-0255	○	216
3	旧殿原小学校	龍神村殿原 400		○	181
4	上山路小学校	龍神村東 528	78-0011	○	224
5	龍神行政局	龍神村西 376	78-0111	○	639
6	龍神市民センター	龍神村安井 1048-6	78-0301	○	342
7	林業者等健康増進センター	龍神村安井 822	78-0117	○	372
8	龍神中学校	龍神村安井 1048-1	78-0014	○	377
9	龍神ドーム	龍神村柳瀬 1469-1	78-0692	○	642
10	咲楽小学校	龍神村福井 1024	77-0015	○	217
11	甲斐ノ川地域防災センター	龍神村甲斐ノ川 311		○	32
合 計 人 数					3,396

(3) 中辺路地域 指定避難所

NO	施設名	住所	電話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	中辺路小学校	中辺路町栗栖川 78	64-0241	○	391
2	中辺路中学校	中辺路町栗栖川 474-1	64-0243	○	490
3	旧二川小学校	中辺路町川合 1451		○	393
4	近野小学校	中辺路町近露 1061	65-0040	○	387
合 計 人 数					1,661

(4)大塔地域 指定避難所

NO	施 設 名	住 所	電 話 市街局番：0739	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	大塔ふくしかいかん	鮎川 583-9	49-0626	○	99
2	大塔武道館	鮎川 2588-2			109
3	鮎川小学校	鮎川 2580-1	48-0314		147
4	三川福祉センター	向山 354-1	62-0606	○	136
5	あすなろ木守の郷	木守 339	62-0431	○	120
6	旧富里小学校	下川下 826	63-0173	○	222
7	富里福祉センター	下川下 989	63-0707	○	142
合 計 人 数					975

(5)本宮地域 指定避難所

NO	施 設 名	住 所	電 話 市街局番：0735	指定緊急 避難場所 との重複	収容人数
1	三里小学校	本宮町大居 1653	43-0004	○	116
2	三里地区地域防災拠点施設	本宮町大居 2055-3		○	21
3	本宮中学校	本宮町本宮 730	42-0273	○	231
4	渡瀬コミュニティ消防センター	本宮町渡瀬 861-2		○	20
5	下湯川集会所	本宮町下湯川 275		○	28
6	請川地区地域防災拠点施設	本宮町請川 480-5		○	22
合 計 人 数					438

避難準備・高齢者等避難開始発令時に開設する拠点施設一覧表

NO	地域	ブロック	施 設	住 所	電 話
1	田辺	東部	ひがしコミュニティセンター	南新万 28-1	0739-22-2088
2		西部	西部センター	天神崎 11-19	0739-22-0693
3		南部	東陽中学校	神子浜一丁目 4-66	0739-22-6149
4		中部	田辺第一小学校	上屋敷一丁目 2-1	0739-22-5135
5		新庄	新庄公民館	新庄町 2031-3	
6		秋津谷	稲成小学校	稲成町 780	0739-22-0682
7			会津小学校	下万呂 59-1	0739-22-1164
8			上秋津農村環境改善センター	上秋津 2046	0739-35-0004
9			秋津川公民館	秋津川 668-1	0739-36-0001
10		三栖谷	万呂コミュニティセンター	中万呂 46-3	0739-25-1554
11			東原多目的集会所	長野 1146-2	0739-34-0123
12			旧伏菟野小学校	伏菟野 110	
13			三栖コミュニティセンター	中三栖 805	0739-34-0022
14		芳養谷	上芳養農村環境改善センター	上芳養 3165	0739-37-0001
15			中芳養小学校	中芳養 1815	0739-22-3876
16			芳養公民館	芳養松原一丁目 15-8	0739-22-1429
17	龍神	龍神	龍神小学校	龍神村湯ノ又 68	0739-79-0255
18		上山路	龍神行政局	龍神村西 376	0739-78-0111
19		中山路	龍神市民センター	龍神村安井 1048-6	0739-78-0301
20		下山路	咲楽小学校	龍神村福井 1024	0739-77-0015
21	中辺路	栗栖川	中辺路コミュニティセンター	中辺路町栗栖川 402-1	0739-64-0504
22		二川	旧二川小学校	中辺路町川合 1451	
23		近野	近野小学校	中辺路町近露 1061	0739-65-0040
24	大塔	鮎川	大塔総合文化会館	鮎川 2567-1	0739-48-0212
25		三川	三川生活改善センター	合川 439-4	
26		富里	富里生活改善センター	下川下 640-1	
27	本宮	三里	三里地区地域防災拠点施設	本宮町大居 2055-3	
28			三里小学校	本宮町大居 1653	0735-43-0004
29		本宮	本宮中学校	本宮町本宮 730	0735-42-0273
30		四村川	下湯川集会所	本宮町下湯川 275	
31			旧皆地小学校	本宮町皆地 413	
32		請川	旧静川小学校	本宮町静川 727-1	
33			小津荷集会所	本宮町小津荷 51-1	
34			請川地区地域防災拠点施設	本宮町請川 480-5	

建物被災状況チェックシート

コンクリート造等建築物

(手順)

1. 専門家（応急危険度判定士・建築士）による被災建築物応急危険度判定ができず、早急に施設内への避難が必要な場合は、避難所開設員、施設管理者、避難者の代表が2人以上で、このチェックシートにより、目視による点検を行います。
2. 質問1から順番に点検を行い、質問1～6（外部の状況）までで、B又はCと判断された場合は、建物内に入ることはせず、質問7以降の内部の状況については点検する必要はありません。
3. 危険と認められる場所については、貼り紙をするなどして立入禁止とします。
4. このチェックシートの質問項目にかかわらず、少しでも建物の状況に不安がある場合は、市災害対策本部へ連絡し、専門家による判定を待ちます。

避難所名： _____

点検実施日時： 月 日 時 分

点検実施者名： _____

次の質問の該当するところに○を付けて下さい。

質問	該当項目
1 隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性がありますか？	A いいえ B 傾いている感じがする C 倒れ込みそうである
2 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
3 建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A いいえ B 生じた C ひどく生じた
4 建物が傾斜しましたか？	A いいえ B 傾斜しているような感じがする C 明らかに傾斜した
5 外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える

6 外壁タイル・モルタルなどが落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている、落下している (Cの回答はありません)
7 床が壊れましたか？	A いいえ B 少し傾いている、下がっている C 大きく傾斜している、下がっている
8 内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A ない又は髪の毛程度のひび割れがある B 比較的大きなひび割れが入っている C 大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
9 建具やドアが壊れましたか？	A いいえ B 建具・ドアが動かない C 建具・ドアが壊れた
10 天井、照明器具が落下しましたか？	A いいえ B 落下しかけている C 落下した
11 その他、目についた被害を記入して下さい。 (例：塀が傾いた、水・ガスが漏れている、家具が倒れたなど)	

【判断基準】

1. 質問1～10を集計します。

A	B	C

2. 必要な対応をとります。

◎Cの答えが一つでもある場合は、『危険』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎Bの答えが一つでもある場合は、『要注意』です。

施設内へは立ち入らず、市町村へ連絡し、専門家による応急的な補強を行う等、必要な措置を講じます。

◎Aのみの場合危険箇所には注意し、施設を使用します。

※ 余震により被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検して下さい。

※ このチェックシートによる判断は、あくまで臨時的なものであるため、災害対策本部に連絡し、できるだけ早く専門家による判定を受けて下さい。

避難所運営のチェックリスト

【避難所開設時のチェックリスト】

項目	主な対応内容
☐ 1. 避難所の開設・点検	施設の安全確認など
☐ 2. 避難所運営組織の立ち上げ	避難所運営の中心人物を選出
☐ 3. 居住グループの編成	世帯を基本単位に居住グループを編成
☐ 4. 部屋(区画)割り	施設管理者と協議し、利用する部分を明確にする
☐ 5. 避難者名簿の作成	世帯ごとに避難者名簿に記入

【各活動班における業務のチェックリスト】

総務班の仕事	情報班の仕事
☐ 1. 運営本部会議の事務局 ☐ 2. 避難所運営情報の記録 ☐ 3. 生活ルールの作成 ☐ 4. 地域との連携	☐ 1. 避難所内外情報収集 ☐ 2. 避難所外向け情報発信 ☐ 3. 避難所内向け情報発信
食料・物資班の仕事	施設管理班の仕事
☐ 1. 食料・物資の調達、受入、管理、配給 ☐ 2. 炊き出し	☐ 1. 危険箇所への対応 ☐ 2. 防火・防犯
要支援者班の仕事	保健医療・衛生班の仕事
☐ 1. 要支援者の支援	☐ 1. 衛生管理 ☐ 2. ごみ ☐ 3. 風呂 ☐ 4. トイレ ☐ 5. 清掃 ☐ 6. ペット ☐ 7. 医療・介護活動 ☐ 8. 水の管理
ボランティア班の仕事	
☐ 1. ボランティアの受入・活動調整	

エコノミークラス症候群 予防のために

○ エコノミークラス症候群とは

食事や水分を十分に取らない状態で、車などの狭い座席に長時間座っていて足を動かさないと、血行不良が起こり血液が固まりやすくなります。その結果、血の固まり（血栓）が血管の中を流れ、肺に詰まって肺塞栓などを誘発する恐れがあります。

○ 予防のために心掛けると良いこと

予防のためには、

- ① ときどき、軽い体操やストレッチ運動を行う
- ② 十分にこまめに水分を取る
- ③ アルコールを控える。できれば禁煙する
- ④ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない
- ⑤ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもんだりする
- ⑥ 眠るときは足をあげる

などを行いましょう。

○ 予防のための足の運動



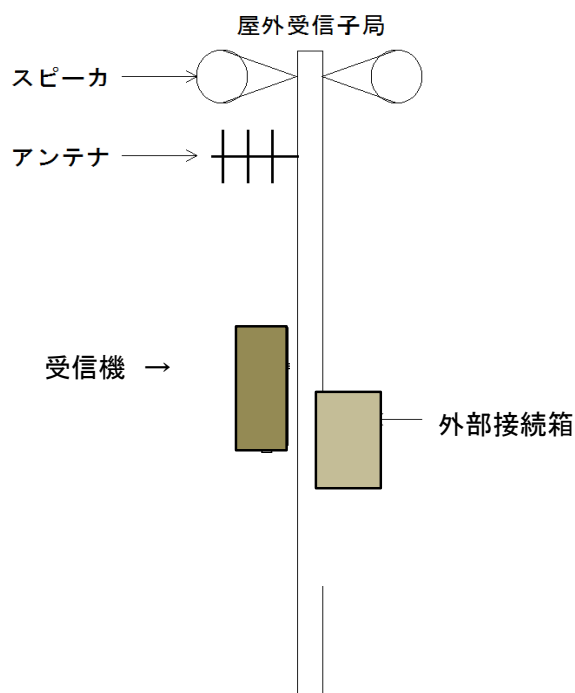
（「深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（厚生労働省）より）

避難所生活のルール

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、市担当者、施設管理者、自主防災組織の役員等からなる避難所運営本部を組織します。
 - 避難所運営本部会議を、毎日午前____時と午後____時に開催します。
 - 避難所運営本部に、総務班、被災者管理班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健医療・衛生班、要配慮者班、ボランティア班の各活動班を設置します。
- 3 避難所は、電気、水道などのライフラインが復旧し、仮設住宅等が整備された段階で閉鎖されます。（状況により、規模の縮小や統合もあります。）
- 4 避難者は、世帯単位で避難者名簿に記入して下さい。
 - 避難所を退所するときは、被災者管理班に転出先を連絡して下さい。
 - 身体障害者補助犬を除きペットを居室に入れることは原則禁止です。
- 5 職員室、保健室、調理室などは避難所運営に必要となるため使用禁止です。
 - 「立入禁止」、「使用禁止」、「利用上の注意」等の指示には必ず従って下さい。
 - 避難所では、利用する部屋を移動していただくことがあります。
- 6 食料・物資は必ず全員に行き届くとは限りません。
 - 食料・物資が不足する場合は、避難所運営委員会で配布基準を決定します。
 - 食料・物資は在宅避難者や車中泊者にも配布します。
 - ミルク・おむつなどは必要な方に配布します。
- 7 消灯は、夜____時です。
 - 廊下は点灯したままとし、居室は消灯します。
 - 避難所の運営・管理に必要な部屋は、点灯したままとします。
- 8 携帯電話での通話については所定の場所でのみ可能とします。
 - 居室ではマナーモードに設定し、通話は禁止とします。
- 9 衛生管理のため、避難所内を清潔に保ちます。
 - 居室空間は各世帯で清掃を行い、ごみは各世帯の責任で分別して捨てます。
 - 共有空間については、避難者全員が協力して清掃を行います。
 - ____及び____は土足厳禁です。靴は____で脱ぎ、各自管理しましょう。
- 10 飲酒・喫煙は、所定の場所以外では禁止します。なお、裸火の使用は禁止します。

防災行政無線アンサーバック子局の使用方法

田辺地域の防災行政無線屋外子局はアンサーバック(双方向通信)機能が付加されており、子局に付属した受話器により、防災行政無線室、危機管理局及び消防本部指令室との連絡通話ができる。



【使用方法】

- ①「外部接続箱」を開錠する。
- ②ダイヤルスイッチにより相手局選択を行い、「開始」ボタン押下で通話を行う。
(防災行政無線室「1」、本庁総務課「2」、消防本部指令室「3」)
- ③相手局から呼び出し音が鳴れば、受話器を取って相手局と通話できる。

アンサーバック機能が利用できる防災行政無線屋外子局

子局番号	設置場所	内線番号
3	中三栖中の宮	3001
12	秋津多目的	3002
35	橋谷天満宮	3003
37	跡ノ浦	3004
38	新庄中学校	3005
41	滝内	3006
43	鳥ノ巣	3007
44	内之浦	3008
48	大坊小学校	3009
55	芳養児童センタ	3010
57	大屋トンネル	3011
59	松原善徳寺	3012
65	市営球場	3013
67	目良八幡神社	3014
69	天神崎駐車場	3015
70	立戸	3016
71	天神集会所	3017
72	益穂会館	3018
77	江川会館	3019
80	扇ヶ浜保育所	3020

子局番号	設置場所	内線番号
94	文里県営住宅	3021
95	文里湾岸道路	3022
106	稲成小学校	3023
110	松原浦安神社	3024
111	第三小学校	3025
119	湊裏漁港前	3026
204	伏菟野小学校	3027
206	伏菟野熊野川	3028
213	谷川松本上	3029
218	秋津川公民館	3030
222	秋津川前平	3031
234	稲成平岩	3032
237	日向会館	3033
238	上芳養西郷	3034
243	上芳養下小恒	3035
246	上芳養小学校	3036
249	石神会館	3037
251	上芳養木道峠	3038
—	中村再送信	3039
—	田本再送信	3040

災害時生活用水協力井戸一覧表

1 田辺地域

No.	井戸の所在地	所有者	停電時の取水
田 1	上屋敷三丁目 11-22	北山 精三	
田 2	下万呂 483	初山瓦店	○
田 3	上秋津 827-1	川西給水組合	
田 4	新屋敷町 68-4	武井 昭和	○
田 5	秋津町 1611-1	俵津村商会	○
田 6	中屋敷町 76	金谷 泰子	○
田 7	神子浜一丁目 603-5	金谷 泰子	
田 8	上秋津 4355-1	野村 久彦	○
田 9	上秋津 1805-1	野村 久彦	○
田 10	神子浜二丁目 2-3	平田 正勝	○
田 11	高雄一丁目 9-23	(有)宇津石材店	
田 12	天神崎 19-1	能満寺	○
田 13	中屋敷町 24-18	宮脇 寛和	
田 14	高雄三丁目 33-1	毛利 久司	○
田 15	湊 19-25	23 番モータープール	○
田 16	湊 24-6	岡本酒店	○
田 17	下屋敷町 81-8	岡 弘	
田 18	上屋敷二丁目 10-21	西下 和夫	○
田 19	上秋津 686-1	田中 義太郎	○
田 20	下三栖 514	市橋 宗海	○

2 本宮地域

No.	井戸の所在地	所有者	停電時の取水
本 1	本宮町伏拝 1323-1	野間 康正	○
本 2	本宮町大居 951	市橋 宗行	○

※ 災害時、水道水が使えない場合に生活用水（洗濯等）として活用する目的のものです。

※ 災害時、飲用に使用できることを保障するものではありません

ペットの飼い主の皆さんへ

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守ってください。

- ① ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ（オリ）の中で飼ってください。
- ② ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、においなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。
- ③ ペットの苦情や危害の防止に努めてください。
- ④ 屋外の指定された場所で排便させ、必ず後始末を行ってください。
- ⑤ えさは時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- ⑥ ノミの駆除に努めてください。
- ⑦ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑧ ペットもストレスを感じていますので、逃さないように注意してください。
- ⑨ ペットの飼育に必要な資材（ケージ・その他用具）と当面のえさは、飼い主が用意することが原則です。もし、用意できなかった場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営委員会に相談してください。
- ⑩ 万が一、他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健医療・衛生班を通じ、避難所運営委員会まで届け出てください。

生活機能低下を防ごう！

(別紙1-3)

「生活不活発病」に注意しましょう

生活不活発病とは…

「**動かない**」(生活が**不活発**な)状態が続くことにより、
心身の機能が低下して、「**動けなくなる**」ことをいいます。

避難所での生活は、動きまわることが不自由になりがちなことに加え、それまで自分で行っていた掃除や炊事、買い物等などができなかったり、ボランティアの方等から「自分達でやりますよ」と言われてあまり動けなかったり、心身の疲労がたまったり… また、家庭での役割や 人との付き合いの範囲も狭くなりがちで、生活が不活発になりやすい状況にあります。

生活が不活発な状態が続くと心身の機能が低下し、「生活不活発病」となります。

特に、高齢の方や持病のある方は生活不活発病を起こしやすく、悪循環^注となりやすいため、早期に対応することが大切です。

注)悪循環とは…

生活不活発病がおきると 歩くことなどが難しくなったり
疲れやすくなったりして「動きにくく」なり、「動かない」こと
でますます生活不活発病はすすんでいきます。

予防のポイント

- **毎日の生活の中で活発に動くようにしましょう。**
(横になっているより、なるべく座りましょう)
- 動きやすいよう、身の回りを片付けておきましょう。
- 歩きにくくなっても、杖などで工夫をしましょう。
(すぐに車いすを使うのではなく)
- 避難所でも楽しみや役割をもちましょう。
(遠慮せずに、気分転換を兼ねて散歩や運動も)
- 「安静第一」「無理は禁物」と思いこまないで。
(病気の時は、どの程度動いてよいか相談を)



※ 以上のことに、周囲の方も一緒に工夫を。

(ボランティアの方等も必要以上の手助けはしないようにしましょう)

※特に、高齢の方や持病のある方は十分気をつけて下さい。

発見のポイント ～早く発見し、早めの対応を～

「**生活不活発病チェックリスト**」を利用してみましょう。

要注意(赤色の口)に当てはまる場合は、

保健師、救護班、行政、医療機関などにご相談ください。

厚生労働省

生活不活発病チェックリスト

下の①～⑥の項目について、

地震前（左側）と 現在（右側）のあてはまる状態に印 ☐ をつけてください。

地震前

現在

①屋外を歩くこと

- ☐ 遠くへも1人で歩いていた
☐ 近くなら1人で歩いていた
☐ 誰かと一緒なら歩いていた
☐ ほとんど外は歩いていなかった
☐ 外は歩けなかった

- ☐ 遠くへも1人で歩いている
☐ 近くなら1人で歩いている
☐ 誰かと一緒なら歩いている
☐ ほとんど外は歩いていない
☐ 外は歩けない



②自宅内を歩くこと

- ☐ 何もつかまらずに歩いていた
☐ 壁や家具を伝って歩いていた
☐ 誰かと一緒なら歩いていた
☐ 這うなどして動いていた
☐ 自力では動き回れなかった

- ☐ 何もつかまらずに歩いている
☐ 壁や家具を伝って歩いている
☐ 誰かと一緒なら歩いている
☐ 這うなどして動いている
☐ 自力では動き回れない



③身の回りの行為（入浴、洗面、トイレ、食事など）

- ☐ 外出時や旅行の時にも不自由はなかった
☐ 自宅内では不自由はなかった
☐ 不自由があるがなんとかしていた
☐ 時々人の手を借りていた
☐ ほとんど助けてもらっていた

- ☐ 外出時や旅行の時にも不自由はない
☐ 自宅内では不自由はない
☐ 不自由があるがなんとかしている
☐ 時々人の手を借りている
☐ ほとんど助けてもらっている

④車いすの使用

- ☐ 使用していなかった
☐ 時々使用していた
☐ いつも使用していた

- ☐ 使用していない
☐ 時々使用
☐ いつも使用



⑤外出の回数

- ☐ ほぼ毎日
☐ 週3回以上
☐ 週1回以上
☐ 月1回以上
☐ ほとんど外出していなかった

- ☐ ほぼ毎日
☐ 週3回以上
☐ 週1回以上
☐ 月1回以上
☐ ほとんど外出していない



⑥日中どのくらい体を動かしていますか

- ☐ 外でもよく動いていた
☐ 家の中ではよく動いていた
☐ 座っていることが多かった
☐ 時々横になっていた
☐ ほとんど横になっていた

- ☐ 外でもよく動いている
☐ 家の中ではよく動いている
☐ 座っていることが多い
☐ 時々横になっている
☐ ほとんど横になっている

次のことはいかがですか？

⑦地震の前より、歩くことが難しくなりましたか？

- ☐ 変わらない ☐ 難しくなった

⑧ほかにも、難しくなったことはありますか？

- ☐ ない ☐ ある → ☐ 和式トイレをつかう ☐ 段差（高い場所）の上り下り ☐ 床からの立ち上がり
☐ その他（具体的に記入を： _____）

氏名

（男・女， 才） 月 日現在

*このチェックリストで、赤色の ☐（一番よい状態ではない）がある時は注意してください。

*特に 地震前（左側）と比べて、 現在（右側）が1段階でも低下している場合は、早く手を打ちましょう。

要配慮者等への留意事項

区分	避難所での留意事項
高齢者	・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。 ・体育館等床面が滑りやすい施設の場合はマットやシート等を敷く等、転倒を防止するよう配慮します。 ・認知症高齢者については、あわただしい雰囲気であると、落ち着かなくなる傾向があります。できるだけ雑音の少ない場所などを本人と家族のために確保しましょう。 ・徘徊の症状がある認知症高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらったり、見守っていただくよう依頼します。
妊産婦	・被災による精神的なショック、避難所で人間関係のストレスから体調にも影響を及ぼしやすいので、一人で悩まず、感じていることを話せるよう配慮したり、カウンセリングや健康相談を実施して、不安を軽減できるように努めます。 ・食事については、弁当やインスタント食品が中心となると塩分の摂取量が増加したり、タンパク質やビタミンなどが不足がちになるため、可能な限りバランスの良い食事がとれるように配慮するとともに、十分な量の食事がとれているか確認します。 ・産婦については、授乳やおむつ換え、夜泣きなどに考慮して、授乳室や育児室を設置しましょう。
災害孤児	・幼少であると、一人で避難所生活を送ることが困難である。周囲の大人による見守りが必要です。 ・突然肉親が居なくなったことにより、精神的に不安定となることがあるため、心のケアが必要になります。
外国人	・避難所における各部屋や窓口の案内等の掲示等は、外国語あるいはイラスト等でわかりやすく伝えるほか、日本語の表記をひらがななどで平易にするよう心がけます。 ・地震・台風等の自然災害の経験が乏しい外国人においては、日本人より精神的に不安定になる可能性があるため、心理的不安への配慮も必要です。
視覚障害のある人	・出来るだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なく済むように配慮します。 ・食事、トイレ、入浴などの情報は、必ず読み上げて、伝達します。 ・トイレなど部屋の配置がわかるように避難所の中を案内します。 ・通路などに歩行の妨げになる物がないか、気をつけます。
聴覚・言語障害のある人	・音声による連絡事項は、必ず文字で掲示します。 ・手話や筆談、口話などにより情報を伝えます。 ・手話通訳者、要約筆記者の配置に努めます。 ・出来るだけ早くファックスを設置し、知人などへの連絡に配慮します。

肢体不自由のある人	・できるだけ出入口やトイレに近い場所を確保するなど、移動が少なくてすむように配慮します。 ・通路に障害物がないか気をつけ、車いすや松葉杖の利用者が通れるスペースを確保します。また、避難所のトイレが使用できない場合があるので、本人によく確認します。
内部障害のある人	・疲れやすいなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えているので、できるだけ負担をかけないようにします。 ・常時使用することが必要な医療器具（酸素ボンベ等）や医薬品を調達します。 ・医療行為を受ける必要のある人は自主的に申し出てもらい、早急に受け入れ病院の確認や移送手段を確保します。
知的障害のある人	・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、状況に合わせた行動ができない人がいます。また、治療や投薬が欠かせない人もいるので、障害の状況に応じた支援を行います。 ・トイレ、食事、入浴などの情報が理解できているか、声をかけ確認します。 ・出来る限り顔を知っている人等にそばにいてもらうようにします。
発達障害のある人	・遠回しな言い方やあいまいな表現は理解しにくい場合があるので、具体的に短い言葉で、ゆっくりと分かりやすく、やさしい口調で話しかけます。 ・否定的な言動には過敏な人が多いので、「〇〇しない」ではなく「〇〇しましょう」と肯定的な言葉かけをします。 ・パニック状態になっている場合は、刺激しないよう、また危険がないように配慮しながら、落ち着くまでしばらく見守ります。力づくで押さえつけることは逆効果となります。
精神障害のある人	・不安を感じさせない穏やかな対応が必要です。 ・相手の伝えたいことをゆっくりと、根気よく聞くようにします。 ・落ち着いて、ゆっくりと具体的な言葉で分かりやすく説明します。必要に応じて繰り返します。 ・薬を正しく服用しているか注意するとともに、何らかの症状が出た時には、早めに医療救護所やかかりつけの医師に相談するようにします。
難病患者 人工透析患者等	・難病患者については、疾患に応じた医薬品の確保、配布など早急に対応が必要です。 ・人工透析患者については、早急に透析医療の確保（確保日数の目安は透析間隔である3～4日以内）が必要です。 ・人工呼吸器装着者については、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とします。 ・在宅酸素療法や薬物療法等が継続的に必要な患者に対しても早急に医療確保が要となります。
食物アレルギーがある人	・食物アレルギーがある避難者の誤食を防ぐため、アレルギー対応食品を使用したり、避難者に食物アレルギーの有無を確認するようにします。 ・避難者名簿等に記載してもらうようにします。

ボランティア活動に参加される方へ

当避難所内においてボランティア活動を行う場合に、以下の点にご注意いただくよう
よろしくお願いします。

- ▼ 事前に社会福祉協議会等において保険の加入手続きを済ませてください。
 - 当避難所において、災害ボランティアの登録や保険の加入手続きをすることはできません。

- ▼ ボランティア活動記録簿の記入をお願いします。
 - 当避難所においては、ボランティア活動記録簿に記入をしていただきます。
 - 記入後、担当者から依頼内容について詳しく説明しますので、指示に従ってください。
また、避難所内では、胸や腕などの見えやすい位置に、災害ボランティアセンターで配布された名札を付けてください。なお、直接来られた方は、当方が作成する名札又は腕章をつけてください。

- ▼ 体調管理等にはご注意ください。
 - ボランティアの皆様には危険な仕事はお願いしませんが、万が一疑問があれば、作業に取り組む前に担当者にご相談ください。
 - 体調の変化や健康管理には、各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いします。

- ▼ 避難者のプライバシー保護に御協力ください。
 - 原則として、依頼された場所での活動をお願いします。避難者の心情に配慮し、居住空間への無断での立ち入りは控えてください。
 - 避難所内の撮影をする場合は、必ず避難者の許可をとってください。

- ▼ 活動終了後は報告してください。
 - 活動が済みましたら、担当者もしくは受付に申し出て確認を受けてください。

掲示用「健康状態チェックリスト」

つぎ しょうじょう ばあい
次の症状がある場合は

ひなんじょうえい し
すぐに避難所運営スタッフにお知らせください

1. か ぜ しょうじょう はつねつ ねつ
風邪の症状や発熱がある、または熱っぽい
2. しょうきどうえんしょうしょうじょう せき びじゅう いんとうつう
上気道炎症症状（咳、鼻汁、咽頭痛など）がある
3. しょうしょうじょう ぜんしん さむけ ずつう かんせつつう
インフルエンザ様症状（全身がだるい、寒気、頭痛、関節痛
・筋肉痛など）がある
4. せき いきぐ また ち たん
咳があり、息苦しい又は血がまざった痰がでる
5. からだにぶつぶつ ほんしん
からだにぶつぶつ（発疹）が出ている
6. からだにぶつぶつ ほんしん いた
からだにぶつぶつ（発疹）が出ていて、かゆみや痛みがある
7. くちびる くち まわ ほんしん で いた
唇や口の周りにぶつぶつ（発疹）が出ていて、痛みがある
8. くび かん いた
首がかたい感じがしたり、痛かったりする
9. げりべん みず びん やわ べん かたち べん ふきだす
下痢便（水のような便、柔らかい便、形のない便、噴出すよ
うな便など）が出た
10. は いた は け
吐いた、または吐き気がする
11. おなかがいた べん ち
おなかが痛く、便に血がまざっている
12. め あか め で
目が赤く、目やにが出ている
13. きず うみ あか は いた
創などがあり、膿がでたり、赤かったり、腫れていたり、痛
かったりする

避難所における隔離予防策

(1) 標準予防策

感染症の疑いのある避難者との接触時に実施する

1. 血液、体液、分泌物、排泄物への曝露が予想される場合、適切な個人用防護具※を着用する
2. 全ての個人用防護具は、使用した部屋／区域内で脱ぐ
3. 各避難者との接触前後に手指衛生を行う
4. 咳エチケットを行う
 - a. 咳をしている人にはマスクを着用してもらう
 - b. 咳をしている人にはティッシュを提供する
 - c. 咳やくしゃみをするときは、腕あるいは袖で押さえるように指導する
 - d. 感染性をもつ可能性のある人は、他の避難者からできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す
5. 感染症の伝播を予防するために、布団／ベッドの間隔をできるだけ2m（少なくとも1m以上）空け、寝る向きは互い違い（お互いの足が見えるよう）にするのが望ましい

※個人用防護具：手袋、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、マスク等

(2) 飛沫予防策

飛沫予防策の適応となる感染症には季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、百日咳などがある。

1. 飛沫感染症の症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室／区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域／部屋にいてもらう
 2. マスクを着用する
 - 1) 症状のある避難者と2m以内に近づく人は、マスクを着用する
 3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する
 4. 飛沫予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う
 5. 飛沫感染症が疑われる人が隔離室／区域を出る場合や他の人に近づく場合は、マスクを着用する
-

(3) 接触予防策

接触予防策の適応となるのは多剤耐性菌（MRSA、VRE 等）による感染症、新型コロナウイルス感染症、痘瘡、疥癬、しらみ、激しい嘔吐・下痢、さらに、創部から多量の滲出液が漏れるような場合である。標準予防策に追加して以下の予防策を実施する。

1. 接触予防策を要する症状・兆候のある避難者を他の避難者から離す
 - 1) 個室あるいは隔離室／区域に収容する
 - 2) 他の避難者からは空間的に分離する（他の避難者とはできるだけ2m（少なくとも1m以上）離す）
 - 3) 症状のある避難者は隔離区域／部屋にいてもらう
2. 隔離室／区域内にいる人のケアを行う人は、隔離室／区域に入る際に個人用防護具を着用する
 - 1) ガウン
 - 2) 手袋
3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する

4. 接触予防策を行っている避難者との接触前後に手指衛生を行う

(4) 空気予防策

避難所で空気予防策を実施するのは非常に困難であり、災害時において必要となることは稀である。空気感染予防策の適応となる避難者は、可能な限り早急に避難所から医療機関に搬送することが必要である。空気予防策の適応となる感染症には、結核、水痘、麻疹、痘瘡、SARS、ウイルス性出血熱、鳥インフルエンザなどがある。

標準予防策に追加して、以下の対策を実施する。

1. 空気感染症の兆候・症状のある人を個室に収容する

1) 可能であれば陰圧個室を使用する

2) 一時的な陰圧室を作る場合：

- (1) 他の避難者からは可能な限り離れた区域か、物理的に離れた区域（廊下や別棟）を選ぶ
- (2) 少なくとも窓が一つある区域を選ぶ（窓は外気取入口や他の窓から 25 フィート=約 8m 以上離れているか、他の建物から 100 ヤード=約 90m 以上離れていること）
- (3) 隔離区域が壁で閉鎖されていない場合は、何らかの方法で仕切りを設けること。仕切りを作る為に使用する素材は、それぞれの透過性をもとに選ぶこと。

- ・望ましい順にドライウォール、パーティクルボードあるいは他の木材、プラスチック、パーティションやスクリーン、カーテン、ベッドシーツ

- ・バリア素材は天井から床までできるだけ届くように据え付ける

(4) 以下のいずれかの方法で、隔離室/区域から排気して陰圧を作り出す

- ・据え置き室内空気循環システム
- ・ポータブル室内空気循環システム
- ・窓から空気を排気するための遠心送風機（風量が大きい扇風機を指す。）
- ・窓から空気を排気できる空気清浄機
- ・床／窓の換気扇を使用

- －陰圧空調を作る際は施設エンジニアに相談すること

(5) 隔離室/区域の空気を、フィルターに通すことなく、避難所内のその他の区域に再循環させないようにする。空気は以下のいずれかの方法で濾過（フィルター）することができる。

望ましい順に：

- ・超高性能（HEPA）フィルターを使用する

- ・ポータブル HEPA フィルターユニットを使用する。ユニットは、避難所スタッフの行動や隔離区域内の医療機器の邪魔にならないが、空気感染症のある患者のなるべく近くに設置する。－避難所スタッフの感染予防のために、空気感染症のある患者とポータブル HEPA フィルターユニットの空気取り込み口の間に立たないよう指導される必要がある。

2. 隔離区域のドアは常時閉め、空気感染症のある避難者は隔離室/領域内で過ごしてもらう

3. 同じ兆候・症状のある人々をやむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなど工夫する

4. 空気感染症のある避難者と 2m 以内で接する人は、N95 微粒子用マスクを着用する

5. 空気感染症のある避難者に接する前後は、手指衛生を行う